

大分県報

令和四年
第三四〇号
九月六日

（火曜日）

目次

告示

選挙管理委員会告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請……………
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………
土地改良区の役員の就退任……………

告示

大分県告示第三百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一
項の規定により、次のとおり特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請があつた。
なお、次のとおり当該特定施設を設置すること及び構造等を変更することが環境に及ぼす
影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和四年九月六日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
佐伯市東浜一番六号
興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場

大分県知事 広 瀬 勝 貞

工場長 原田博彰
2 特定事業場の所在地及び名称
佐伯市東浜一番六号
興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十号ハ 遠心
分離機

種	能	汚水等の状態の値				項目	単位	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種	能
		化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量										
		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	単位	m ³ /日	通常	なし	連続	令五・八・三一	許可後	FEUX型遠心分離機	五基	
		九二八	二〇	二四八	五	通常	〇・九	〇・八					最大通水量	五〇m ³ /時間/基	
		九二八	二〇	二四八	五	最大	〇・九	〇・八							

汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種	能	汚水等の汚染の状態の値					汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
									りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位							m ³ /日	単位
五八四	通常の値	なし	連続	令五・九・一	令五・八・三一	許可後	FEUX型遠心分離機	五基	最大通水量	五〇m ³ /時間/基	一、五二六	二、七二七	二四、九二七	一一、五二〇	五・五	通常	三	通常	二四時間	連続	令五・九・一	令五・八・三一	許可後
六八一	最大の値										一、五二六	二、七二七	二四、九二七	一一、五二〇	五・五	最大	三	最大					
<p>4 変更しようとする特定施設の種類の 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十号ハ 遠心分離機</p> <p>5 変更しようとする事項の内容 特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態の値</p> <p>6 特定施設の構造及び使用の方法</p>																							
										汚水等の汚染の状態の値													
										りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位							
										mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	/			通常						
										一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六			最大						
										一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六			最大						

区	種	能	工事着手予定年月日	力	種類	区分	汚水等の状態の値					汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	既設	力	種類	区分	
							りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位										単位
							mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	/	単位	m ³ /日										単位
変更前	B R P X型遠心分離機 四基	最大通水量 三〇m ³ /時間/基	既設	同上	同上	変更前	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	最大通水量 三〇m ³ /時間/基	M B U X型遠心分離機 四基	変更前		
							最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	② 最大通水量 五〇m ³ /時間/基
変更後	B R P X型遠心分離機 四基	最大通水量 三〇m ³ /時間/基	既設	同上	同上	変更後	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	通常の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	最大通水量 三〇m ³ /時間/基	M B U X型遠心分離機 四基	変更後		
							最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	最大の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	① 最大通水量 三〇m ³ /時間/基

令和四年九月六日

大分県報(告示)

使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	区分	汚水等の汚染の状況の値					汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日		
									りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位						m ³ /日	単位
なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	最大通水量 五〇m ³ /時間/基	FEUX型遠心分離機 一四基	変更前	②	①	②	①	②	①	なし	二四時間	連続	既設	既設			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	最大通水量 三〇m ³ /時間/基	MBUX型遠心分離機 二基	変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上	同上	最大通水量 五〇m ³ /時間/基	FEUX型遠心分離機 七基		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
									五三三	九三三	五三六	一八、二〇〇	六・〇	通常	二四	通常	二四	最大	二四			
									五三三	九三三	五三六	一八、二〇〇	六・〇	最大	二四	最大	二四	最大	二四			
									一、五二六	二、七二七	二四、九二七	一一、五二〇	五・五	通常	一一	通常	一一	最大	一一			
									一、五二六	二、七二七	二四、九二七	一一、五二〇	五・五	最大	一一	最大	一一	最大	一一			

令和四年九月六日

大分県報(告示)

区	種	処	能	構	7 汚水等の処理の方法																				
					汚水等の汚染状態の値					項目		汚水等の一日当たりの量													
					りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	単位	通常	最大	単位	通常	最大										
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		m ³ /日		m ³ /日																	
変更前	活性汚泥、凝集沈降及び多重円盤脱水	膜分離活性汚泥処理 ポリ鉄及びポリマー凝集沈降処理 多重円盤脱水処理	同上	鉄筋コンクリート造	原液タンク 直径三一m×高さ四・六m 直径二九m×高さ四・六m 中和槽 縦三・五m×横三・二m×高さ二・五m 分散菌槽 縦六・三m×横一二m×高さ五・六m 脱窒槽 縦一六m×横一六m×高さ四・五m 微小動物槽 縦八・四m×横一二m×高さ五・六m 活性汚泥処理槽 縦一五・九五m×横三・五五m×高さ五m 縦一五・九五m×横四・七五m×高さ五m 縦一五・九五m×横六・七m×高さ五m	一一二	一一二	五二	一、二六〇	四・〇	通常	最大	一一二	一一二	五二	一、二六〇	四・一	通常	最大	一一二	一一二	五二	一、二六〇	四・一	
						一一二	一一二	五二	一、二六〇	四・一	通常	最大	一一二	一一二	五二	一、二六〇	四・一	通常	最大	一一二	一一二	五二	一、二六〇	四・一	通常
変更後	同上	同上	同上	同上	原液タンク 直径三一m×高さ四・六m 直径二九m×高さ四・六m 中和槽 縦三・五m×横三・二m×高さ二・五m 分散菌槽 縦六・三m×横一二m×高さ五・六m 脱窒槽 縦一六m×横一六m×高さ四・五m 微小動物槽 縦八・四m×横一二m×高さ五・六m 活性汚泥処理槽 縦一五・九五m×横三・五五m×高さ五m 縦一五・九五m×横四・七五m×高さ五m 縦一五・九五m×横六・七m×高さ五m	一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六	通常	最大	一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六	通常	最大	一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六	
						一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六	通常	最大	一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六	通常	最大	一四三	二六三	一九	一、五七四	四・六	通常

令和四年九月六日

大分県報(告示)

水素イオン濃度		項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主 要 寸 法
値	値			単位	単位							
三〇四	六〇八	処理前	通常の値	二、七七五	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	膜分配槽 縦四・八一m×横四m×高さ五m 膜中継槽 縦四・八m×横六・一m×高さ五m 膜分離槽(MBR槽) 縦三・八m×横八・三m×高さ五m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一〇・三m×横一〇・三m×高さ三m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三m ヘリオス脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二m スパトン脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 多重円盤スクリーンプレス脱水機 縦三・五八m×横一・一五m×高さ一・九五m 脱水汚泥ホッパー 縦二・六m×横二・六m×高さ三・〇三m
三〇四	六〇八	処理前	最大の値	二、八三二	処理前	同上	同上	同上	令五・九・一	令五・八・三一	許可後	膜分配槽 縦四・八一m×横四m×高さ五m 膜中継槽 縦四・八m×横六・一m×高さ五m 膜分離槽(MBR槽) 縦三・八m×横八・三m×高さ五m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一〇・三m×横一〇・三m×高さ三m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三m ヘリオス脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二m スパトン脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 脱水汚泥ホッパー 縦二・六m×横二・六m×高さ三・〇三m
三〇四	六〇八	処理前	通常の値	二、三〇七	処理前	同上	同上	同上	令五・九・一	令五・八・三一	許可後	膜分配槽 縦四・八一m×横四m×高さ五m 膜中継槽 縦四・八m×横六・一m×高さ五m 膜分離槽(MBR槽) 縦三・八m×横八・三m×高さ五m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一〇・三m×横一〇・三m×高さ三m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三m ヘリオス脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二m スパトン脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 脱水汚泥ホッパー 縦二・六m×横二・六m×高さ三・〇三m
三〇四	六〇八	処理前	最大の値	二、六六二	処理前	同上	同上	同上	令五・九・一	令五・八・三一	許可後	膜分配槽 縦四・八一m×横四m×高さ五m 膜中継槽 縦四・八m×横六・一m×高さ五m 膜分離槽(MBR槽) 縦三・八m×横八・三m×高さ五m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一〇・三m×横一〇・三m×高さ三m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三m ヘリオス脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二m スパトン脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 脱水汚泥ホッパー 縦二・六m×横二・六m×高さ三・〇三m
三〇四	六〇八	処理後	通常の値	二、一七〇	処理後	同上	同上	同上	令五・九・一	令五・八・三一	許可後	膜分配槽 縦四・八一m×横四m×高さ五m 膜中継槽 縦四・八m×横六・一m×高さ五m 膜分離槽(MBR槽) 縦三・八m×横八・三m×高さ五m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一〇・三m×横一〇・三m×高さ三m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三m ヘリオス脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二m スパトン脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 脱水汚泥ホッパー 縦二・六m×横二・六m×高さ三・〇三m
三〇四	六〇八	処理後	最大の値	二、五二五	処理後	同上	同上	同上	令五・九・一	令五・八・三一	許可後	膜分配槽 縦四・八一m×横四m×高さ五m 膜中継槽 縦四・八m×横六・一m×高さ五m 膜分離槽(MBR槽) 縦三・八m×横八・三m×高さ五m 凝集槽 縦五・二m×横一・四m×高さ三・五m 凝集沈殿槽 縦一〇・三m×横一〇・三m×高さ三m 汚泥貯槽 縦七・四m×横五・二m×高さ三m ヘリオス脱水機 縦二・四七m×横一・七七m×高さ二m スパトン脱水機 縦二・五四m×横一・八八m×高さ一・九五m 脱水汚泥ホッパー 縦二・六m×横二・六m×高さ三・〇三m

主 要 寸 法	区 分	種 類	処 理 方 式	能 力	構 造	汚水の 等々の 汚染の 状態の 値										
						大腸菌 群数	りん含 有量	窒素含 有量	浮遊物 質	化学的 酸素要 求量	生物化学 的酸素 要求量					
						個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L					
消石灰ホッパー 直径四・八m×高さ七・六五m 溶解タンク 直径一・九五m×高さ一・五二m 中継タンク 直径二m×高さ二・〇三m No・一反応槽 直径一・七m×高さ二・一m No・二反応槽 直径一・七m×高さ一・五m 凝集沈殿槽 直径五・八m×高さ四・五m 汚泥貯槽 直径四・四m×高さ五・八m フィルタープレス 縦一〇・八m×横二・五七m×高さ四・三m pH調整槽 直径二・五m×高さ三m 三五%硫酸タンク 直径二・一m×高さ二・五m	変更前	消石灰及びポリマー凝集沈殿法	消石灰及びポリマー凝集沈降処理 フィルタープレス	一、六八〇m ³ /日	ステンレス製 鉄製及びFRPライニング	―	五七	一九六	五八〇	九七二	二、六二四					
						―	二二	一一六	五二	二九	二六					
						―	五八	一九七	五八〇	九七五	二、六三四					
						―	二二	一一六	五二	二九	二六					
						―	六六	一九〇	七二七	一、二三五	三、三五七					
						―	二三	五一	一八	二六	三五					
						―	七三	二〇九	七二〇	一、二四九	三、四一五					
						―	二三	五一	一八	二六	三五					
						同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

令和四年九月六日

大分県報(告示)

構造	能力	処理方式	種類	区分	汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
					大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位							
																個/cm ³						
鉄筋コンクリート造	二、八〇〇m ³ /日	担体式活性汚泥処理 ポリ鉄及びポリマー凝集加圧浮上処理 多重円盤脱水処理	活性汚泥、凝集加圧浮上及び多重円盤脱水	変更前	通常の値	処理前	一〇四	三、六六三	一、三五七	一七〇	七七八	九三二	一、七七八	六〇八	五〇〇	五四五	通常	二四時間	連続	既設	既設	既設
						処理後	六〇八	一、七八一	九三四	一七〇	五九	二八	五四五	通常	二四時間	連続	既設	既設	既設			
					最大の値	処理前	一〇四	三、六六三	一、三五七	三二	七八	一一七	五〇〇	五〇〇	最大	二四時間	連続	既設	既設	既設		
						処理後	六〇八	一、七七八	九三二	一七〇	五九	二八	五四六	最大	二四時間	連続	既設	既設	既設			
					通常の値	処理前	一〇四	三、六六三	一、三五七	三二	七八	一一七	五〇〇	五〇〇	通常	二四時間	連続	既設	既設	既設		
						処理後	六〇八	一、七八一	七七二	一七〇	四八	一八	五四五	通常	二四時間	連続	既設	既設	既設			
					最大の値	処理前	一〇四	三、六六三	一、三五七	三二	七八	一一七	七〇〇	七〇〇	最大	二四時間	連続	既設	既設	既設		
						処理後	六〇八	一、八二二	七八九	一七〇	四九	一九	七四六	最大	二四時間	連続	既設	既設	既設			

主 要 寸 法	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量												
							単位	m ³ /日											
中和槽 縦二・五m×横三m×高さ三m 分散菌槽 縦七・五m×横五・八m×高さ五・八m 微小動物槽 縦七・五m×横五・八m×高さ五・八m 脱空槽 縦三・五m×横三・五m×高さ五・八m 再曝気槽 縦六m×横三m×高さ五・八m 加圧浮上原水槽 縦四・三m×横七・二m×高さ一・八m 反応槽 縦二・五m×横三m×高さ四・八m 加圧浮上槽 直径五m×高さ二・三m 処理水槽 縦三・三m×横七・二m×高さ一・八m スカム貯槽 縦七m×横七・二m×高さ五・八m 多重円盤スクリーンプレス脱水機 縦三・五八m×横一・一五m×高さ一・九五m 脱水ケーキホッパー 容積一〇m ³							通常 の値	処理前 	処理後 		最大 の値	処理前 	処理後 	通常 の値	処理前 二、八〇〇	処理後 二、八〇〇	最大 の値	処理前 二、八〇〇	処理後 二、八〇〇
							なし	二四時間	連続		令五・九・一	令五・八・三一	許可後						
							二基	二基	一基		一基	一基	一基	一基	二基	四基	六基	二基	一基

令和四年九月六日

大分県報(告示)

九

8 排水水の量及び汚染状態の値							
項目	汚水の汚染状態の値						単位
	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	
項目	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度
単位	個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
通常の前	―	―	―	―	―	―	―
通常の後	―	―	―	―	―	―	―
最大の前	―	―	―	―	―	―	―
最大の後	―	―	―	―	―	―	―
通常の前	―	六〇	一三九	四〇四	六二五	一、七〇九	三〇四
通常の後	―	六	四三	九五	七二	一一五	六〇八
最大の前	―	六〇	一三九	四〇四	六二五	一、七〇九	三〇四
最大の後	―	六	四三	九五	七二	一一五	六〇八

1 縦覧期間							
項目	汚水の汚染状態の値						単位
	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	
項目	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度
単位	個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
通常の前	―	二	一六	二五	四五	―	五・五〇八・五
通常の後	―	二	一六	二五	四五	―	五・五〇八・五
最大の前	―	二	一六	二五	四五	―	五・五〇八・五
最大の後	―	二	一六	二五	四五	―	五・五〇八・五
通常の前	―	二	一五	二五	四四	―	五・五〇八・五
通常の後	―	二	一五	二五	四四	―	五・五〇八・五
最大の前	―	二	一五	二五	四四	―	五・五〇八・五
最大の後	―	二	一五	二五	四四	―	五・五〇八・五

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

令和四年九月六日から同月二十七日まで
2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和四年九月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年九月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、〇〇〇人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二一八、七四五人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

して得た数

大分市	一三二、三八〇人
別府市	三一、七五四人
中津市	二二、七四三人
日田市	一七、六一五人
佐伯市	一九、五八一人
臼杵市	一〇、六〇四人
津久見市	四、七九二人
竹田市	五、九三一人
豊後高田市	六、一九〇人
杵築市	七、九一人
宇佐市	一五、一四八人
豊後大野市	九、八一七人
由布市	九、三九四人
国東市・姫島村	八、二七三人
日出町	七、八〇七人
九重町・玖珠町	六、七一七人

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西原土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

令和四年九月六日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
(退任役員)

役 名	氏 名	住 所
理 事	神 品 茂 一	豊後大野市三重町西泉七九番地一
"	神 品 祝 男	三重町西泉四五九番地
"	神 品 吉 公	三重町西泉七六番地一

令和四年九月六日

大分県報（告示・選管委告示・公告）

	役名	氏名	住	所
	理事	後藤 匡豪	豊後大野市三重町西泉七五七番地	
	"	渡邊 雅浩	三重町西泉五三九番地	
	"	神品 泰憲	三重町西泉四四九番地	
	"	神品 茂一	三重町西泉七九番地一	
	"	神品 吉公	三重町西泉七六番地一	
	"	久保田 政光	三重町西泉一一〇番地	
	"	橋本 五郎	三重町西泉一八三番地	
監事	小鷹 伸昭	三重町西泉三八二番地		
"	工藤 一男	三重町西泉二四四番地		
(就任役員)				
	"	富田 洋道	三重町西泉四二〇番地一	
監事	小鷹 伸昭	三重町西泉三八二番地		
"	稲田 二男	三重町西泉四三七番地		
"	神品 崇	三重町西泉四五〇番地		
"	小鷹 一公	三重町西泉五四六番地		

令和四年九月六日

大分県報（公告）